

お知らせコーナー

中京区役所 ☎ 812-0061 (代表)
〒604-8588
西堀川通御池下る FAX 812-0408

国民年金からのお知らせ

国民年金 こんなときには届出を

日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金(第1号被保険者)への加入が必要です(第2号又は第3号被保険者の方は除く。)

第1号被保険者に該当する方で加入の届出がまだの方は、至急届出をしてください。

加入の届出をしなかったり、保険料を未納のままにしておくと、国民年金を受給できなくなる場合があります。

国民年金への加入の届出が必要となる時

- 会社などを退職し、厚生年金保険の資格を喪失したとき
 - 第3号被保険者が厚生年金保険被保険者の扶養からはずれたとき
- ※第3号被保険者に該当するときは、配偶者の勤務先を通じて年金事務所へ届出をしてください。
- ※20歳になったときは、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせする書類が郵送されますので、届出は不要です。

なお、日本にお住まいの60歳以上65歳未満の方、海外にお住まいの20歳以上65歳未満の日本人の方は、希望すれば国民年金に加入することができます。

問合せ 保険年金課 保険給付・年金担当(☎812-2585)

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

どちらの手当も、審査のうえ、請求の翌月分から支給されます。

なお、所得が一定以上ある場合は手当の一部又は全部支給停止となります。また、児童が児童福祉施設等に入所している場合等は支給されません。

●児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を目的に支給されます。

対象年齢 18歳に到達以後、最初の3月31日までの児童(特別児童扶養手当の対象となる程度の障害の状態にある場合は20歳未満)

支給月額 前年の所得額に応じて支給額が決まります。

	全部支給	一部支給
児童1人	42,910円	10,120円～42,900円
児童2人	53,050円	15,190円～53,030円

※3人目以降の児童は、1人増えるごとに所得額に応じて加算されます。

問合せ 子どもはぐくみ室 子育て推進担当(☎812-2543)

●特別児童扶養手当

中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童の父母又は養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

対象年齢 20歳未満の児童

支給月額 対象児童1人につき1級は52,200円、2級は34,770円(平成31年4月改定)

問合せ 障害保健福祉課(☎812-2594)

成人・妊婦歯科相談

歯科医師と歯科衛生士による
歯科健診・相談を行います。

日時 3月11日(水) 受付9時～10時半

場所 区役所2階

対象 市内在住の18歳以上の方
及び妊産婦

問合せ 健康長寿推進課 健康長寿推進担当
(☎812-2544)

予約不要 無料



中京いきいき市民活動センター

☎ 802-1301 FAX 841-4601
E-Mail info@n-iki2.com

和みのヨーガ

心とカラダをゆるめていく、日本人の知恵が
まったやさしい手当て法です。

日時 3月11日(水) 10時半～12時15分

定員 先着15名(4名以上にて実施)

費用 2,000円

申込み 2月15日(土)～3月4日(水)に電話、FAX、
メールにて。

いきいきカフェ

皆様の健康といきいきと暮らす毎日を応援する
「いきいきカフェ」ぜひお越しください。

内容 音楽鑑賞(日本の伝統楽器、琴など)、健康
体操、交流タイム

日時 3月13日(金) 13時～14時40分

定員 先着30名

費用 100円(飲料とお菓子代)

申込み 2月15日(土)～3月6日(金)に電話、FAX、
メールにて。

中央図書館

☎ 802-3133 FAX 812-5816

図書の展示と貸出し 3月のテーマ

- ・「サクラ咲く、恋する季節」
- ・「ともしぢ」
- ・「京都はじめの一歩」



京都市中京区社会福祉協議会

☎ 822-1011 FAX 822-1829

E-Mail fukusi06@mediawars.ne.jp

ボランティア入門講座 「親子で学ぶ災害への備え」

小学生親子を対象に防災・減災に関するお話
や災害備蓄食品を使ったバッククッキングなど
を通して、「いま、なぜ、防災なのか」を考え、
家庭でできる災害対策について学びます。

日時 3月7日(土) 10時～12時半
(受付:9時半～)

場所 元教業小学校 南校舎1階

対象 区内在住又は通学の小学生と
その保護者(保護者同伴必須)

申込み 2月28日(金)までに電話、FAX、メ
ール、HPにて。

無料
定員先着
16組

おれんじカフェ 中京・都和

音楽療法を中心にお茶を楽しみながら交流
します。専門家との相談もあります。

日時 3月14日(土) 14時～16時

場所 グループホーム都和のはな

3階多目的ホール・1階Caféはな
(西ノ京小堀池町3-4)

対象 区内在住の認知症と診断された方、物
忘れが気になる方、そのご家族など

費用 300円(飲み物・お菓子付き)

予約不要

各種相談のご案内 いずれも無料

場所 区役所1階特別相談室

①弁護士による市民法律相談(予約制)

日時 毎週水曜日 13時15分～15時15分

受付 相談日の週の月曜日から電話、
窓口(1階まちづくり推進担当)にて予約

※受付は平日8時半～17時

※相談時間は1名20分程度

問合せ まちづくり推進担当(☎812-2426)

②行政相談委員による行政相談

日時 3月5日(木) 13時半～15時半

問合せ まちづくり推進担当(☎812-2426)

総務省京都府行政監視行政相談センター
(☎802-1100)

③行政書士による困りごと相談

日時 3月11日(水) 10時～11時50分

問合せ 京都府行政書士会事務局(☎692-2500)

④司法書士による登記・法律相談

日時 3月19日(木) 9時半～11時半

受付 当日9時から(先着4名)

※相談時間は1名30分程度

問合せ 京都司法書士会事務局(☎255-2566)



4月は市政協力委員の改選時期です

新年度に向けて各担当区域での選出をお願いします

市政協力委員は、市民の皆様と市政・区政のつなぎ手として、市民しんぶんや選挙
公報の配布、市政広報ポスターの掲示、地域のご意見・ご要望の取次ぎなど、市政・
区政の推進に欠かすことができない大変重要な役割を担っていただいています。

人と人がつながり合い、支え合うまち、自分たちのまちは自分たちでつくってい
るという地域のまちづくりにご理解とご協力をお願いします。

問合せ まちづくり推進担当(☎812-2426、FAX841-8182)

文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当(☎222-3049、FAX222-3042)



守ろう! 通りの作法

歩くことを楽しめるまちへ



啓発動画
公開中!



通常版



英語字幕版

中京区役所では、「歩行者優先のまちづくり」を広く発信するため、京都外国
語大学教授で京都国際観光大使のジェフ・バーグランドさん、京の三条まちづ
り協議会の皆さんにご協力いただき、啓発動画を制作し、公開しています!

動画を活用・拡散していただき、「歩行者優先のまちづくり」の実現へご協
力をよろしく申し上げます。 [守ろう!通りの作法 歩くことを楽しめるまちへ](#) [検索](#)

問合せ まちづくり推進担当(☎812-2426)